

合併公告

平成 28 年 2 月 10 日

株主および債権者各位

長野県上伊那郡箕輪町大字三日町 482 番地 1

株式会社キョウデン

代表取締役 山口鐘畿

当社は、平成27年11月5日開催の取締役会において、平成28年4月1日を効力発生日として、当社の100%子会社である株式会社キョウデン東北（住所：福島県いわき市好間工業団地22番地5）、株式会社キョウデン横浜（住所：横浜市都筑区川和町280番地）および株式会社キョウデン大阪（住所：大阪府泉大津市臨海町一丁目4番地2）と合併すること（以下「本合併」といいます。）を決議いたしました。本合併により、当社は株式会社キョウデン東北、株式会社キョウデン横浜および株式会社キョウデン大阪の権利義務全部を承継して存続し、株式会社キョウデン東北、株式会社キョウデン横浜および株式会社キョウデン大阪は解散いたしますので、下記のとおり公告いたします。

なお、当社は会社法第796条第2項、株式会社キョウデン東北、株式会社キョウデン横浜および株式会社キョウデン大阪は同第784条第1項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本合併を決定しております。また、当社は株式会社キョウデン東北、株式会社キョウデン横浜および株式会社キョウデン大阪の全株式を所有していますので、この合併による当社の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。

記

1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、本合併に反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に書面によりその旨を当社にお知らせください。
2. 本合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1か月以内に書面によりその旨を当社にお知らせください。
3. 当社、株式会社キョウデン東北、株式会社キョウデン横浜および株式会社キョウデン大阪の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 - (1) 当社
金融商品取引法による有価証券報告書提出済
 - (2) 株式会社キョウデン東北
掲載紙 官報
掲載の日付 平成 27 年 6 月 26 日
掲載頁 62 頁（号外第 144 号）

- (3) 株式会社キョウデン横浜
掲載紙 官報
掲載の日付 平成 27 年 6 月 23 日
掲載頁 107 頁 (号外第 139 号)
- (4) 株式会社キョウデン大阪
掲載紙 官報
掲載の日付 平成 27 年 6 月 24 日
掲載頁 97 頁 (号外第 141 号)

公告の中断についての追加公告

平成 28 年 3 月 30 日午前 7 時 40 分から平成 28 年 3 月 30 日午前 10 時 40 分までの間、サーバーメンテナンスのため、公告を中断しました。

公告の中断についての追加公告

平成 28 年 3 月 30 日午後 5 時 00 分から平成 28 年 3 月 31 日午後 1 時 30 分までの間、サーバーメンテナンスのため、公告を中断しました。